

社団法人 日本産科婦人科学会専門医制度規約施行細則

〔第1章 中央委員会〕

- 第1条 中央委員の定数は20名以上30名以内とする。
- 2 中央委員は、この法人の推薦者と日産婦医会推薦者とは同数とする。
- 第2条 中央委員候補者の選考は、この法人の会長と日産婦医会会長の協議による。
- 2 この法人の会長は、選考された候補者をこの法人の理事会に推挙する。
- 第3条 中央委員会は専門医制度に関する諸問題について、この法人の理事会の諮問に応え、また、この法人の理事会に建議することができる。
- 第4条 中央委員会には、総務、会計、研修、認定の各小委員会を置く、また、必要に応じてその他の小委員会を設置することができる。
- 2 総務小委員会は、研修施設指定、登録等に係る業務、及び地方委員会との連絡業務を行う。
- 3 会計小委員会は、本制度に関する経理業務を行う。
- 4 研修小委員会は、卒後研修カリキュラムの改訂、生涯研修の企画・実施、研修に関する日産婦医会との連絡・協議、各種研修会の認可等に係る業務を行う。
- 5 認定小委員会は、認定及び更新の審査に係る業務を行う。
- 第5条 中央委員会は、緊急を要する場合、通信による審議を行うことができる。

〔第2章 地方委員会〕

- 第6条 地方委員会の定数は6名以上12名以内とし、地方部会ごとに定める。
- 2 地方委員は、本施行細則第1条第2項に準じ、地方部会と日産婦医会支部の協議により選出する。
- 第7条 地方委員会は、研修施設の推薦、認定及び更新の審査、研修の企画・実施、中央委員会との連絡等の業務を行う。

〔第3章 認定及び登録〕

- 第8条 認定審査希望者は、次の各号に掲げる書類に審査料を添えて、地方委員会に申請する。
- (1) 専門医認定申請書（様式第1号）
- (2) 履歴書（様式第2号）
- (3) 研修記録（実地経験目録、症例記録、参考資料として学会出席・発表・論文等の記録）（様式第3号）

(4) 研修証明書（様式第4号）

(5) 医師免許証写し

- 2 審査料は40,000円とする。

第9条 地方委員会における審査（一次審査）は、書類審査による。

2 地方委員会は、審査結果を中央委員会に報告する。

第10条 中央委員会における審査（二次審査）は、書類審査、面接試験等による。（様式第5号）

第11条 審査合格者は、登録料を添えて、専門医の登録をこの法人に申請する。（様式第6号）

- 2 登録料は8,000円とする。

第12条 審査は年1回実施する。

〔第4章 研修施設及び指導責任医〕

第13条 研修施設の指定を希望する医療施設は、指定申請を地方委員会に行う。

（様式第7—1、7—2、7—3、7—4号）

- 2 地方委員会は申請施設を審査し、審査結果を中央委員会に報告する。

3 指定更新手続きは、本条第1項、第2項に準ずる。

第14条 研修施設は、指導責任医の変更を要する場合、速やかに指導責任医変更申請書を地方委員会に提出し、この法人の承認を得なければならない。

（様式第7—4、7—5号）

第15条 研修施設は、卒後研修カリキュラムの実施が不可能となった場合、地方委員会を経てこの法人に研修施設指定証を返還しなければならない。

第16条 指導責任医は、卒後研修カリキュラムの指導を行い、研修証明書を作成するものとする。

（様式第4号）

〔第5章 生涯研修〕

第17条 本制度における生涯研修事業は、主として日産婦医会が本部・支部の主催する研修会等を通じて行う。

- 2 専門分野の生涯研修事業は、この法人がこの法人・連合地方部会・地方部会の主催する学術集会あるいは研究会等を通じて行う。

〔第6章 資格の更新〕

第18条 資格の更新には、この法人・連合地方部会・地方部会の主催する学術集会及び研修会、日産婦医会の本部・支部の主催する研修会に出席し、5年間

で150単位以上取得することを必要とする。

2 本条第1項の条件を一部満たさない場合は、以下の各号を資格更新参考条件とすることができる。

- (1) 国内関連学会出席
- (2) 関連国際学会出席
- (3) 日本医師会及び地区医師会主催の研修会出席
- (4) 専門医制度委員会の認める研修会出席
- (5) 学術論文・学術著書・学会発表
- (6) 自己研修・地域医療への貢献、その他

第19条 認定の更新を希望する専門医は、次の各号に掲げる書類に審査料を添えて、地方委員会に申請する。

- (1) 認定更新申請書(様式第8号)
- (2) 研修内容報告書(様式第9—1, 9—2号)

2 更新審査料は2,000円とする。

第20条 更新の審査は書類審査による。

2 審査は年1回実施する。

第21条 更新審査合格者は、登録料を添えて、専門医の登録をこの法人に申請する。(様式第6号)

2 更新登録料は8,000円とする。

第22条 更新期限内に条件を満たすことができなかった場合は、条件を満たした後再び認定を申請することができる。申請手続きは、施行細則第19条による。

2 病气・留学等委員会が妥当と認めた事由がある場合は、更新期限を1年に限り延長することができる。

〔第7章 資格の喪失〕

第23条 規約第22条及び第23条により専門医資格を喪失したものは、専門医証を地方委員会を経てこの法人に返還しなければならない。

2 この法人は、登録原簿に資格喪失の事由を記載の上登録を抹消し、その旨を本人に通知する。

3 規約第24条による認定の再申請は、地方委員会を経て行う。

〔第8章 補則〕

第24条 本制度に係る経理規定は別に定める。

第25条 一旦納入された審査料及び登録料の返還は行わない。

第26条 本施行細則はこの法人の総会の承認を得なければ変更することができない。

— 附則 —

第1条 70歳以上の専門医が認定の更新を希望する場合、経過措置として、平成17年度は30単位以上取得することを必要とし、それ以降は毎年30単位ずつ加算し、平成21年度には通常の150単位以上の取得が必要となる。

— 附則 —

本施行細則は昭和62年4月1日から施行する。

本施行細則の変更は平成17年4月1日から施行する。

改定 平成4・4・4

平成13・5・15

平成14・4・6

平成16・4・10